

令和8年度「介護サービス情報の公表」計画

新 潟 県

第1 全体計画

1 目的

本計画は、新潟県内の介護サービス事業者が提供する介護サービスに係る介護サービス情報（「基本情報」及び「運営情報」）の報告、受理、公表に係る事務を効率的かつ円滑に実施するため、介護保険法施行令第37条の2の3等に基づき、報告計画及び情報公表計画を一体のものとして定めるものとする。

2 計画の策定者

計画の策定者は、新潟県知事（以下「知事」という。）とする。

3 計画の策定方法

報告計画及び情報公表計画を一体の計画として策定する。

介護サービス事業者情報（基本情報・運営情報）の報告について、報告情報の入力及び提出作業の集中を防ぐため2期（1期2か月）に分けて計画を策定する。

なお、計画対象事業所の報告を行う時期の割り付けは、保健医療福祉圏域ごとに行う。

4 基本的事項

(1) 計画の基準日

令和8年4月1日とする。

(2) 計画の対象期間

計画の対象期間は令和8年4月から令和9年3月までとする。

(3) 情報の公表の対象となる介護サービス

令和8年度の情報の公表の対象となる介護サービスは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の43に規定される介護サービスとし、別記のとおりとする。

(4) 情報の公表の義務が生じる介護サービス事業所又は施設

本計画において、情報の公表の義務が生じる介護サービス事業所又は施設（以下「公表対象事業所」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35及び施行規則第140条の44に基づき次のとおりとする。

ア 令和8年4月1日現在で指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けており、計画の基準日前1年間（令和7年4月1日から令和8年3月31日）において、施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当しない介護サービス事業所又は施設（以下「既存公表対象事業所」という。）

イ 令和8年4月1日以降令和9年3月31日までに、指定等を受け新たに情報の公表の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業所（以下「新規公表対象事業所」という。）

なお、新規公表対象事業所は、運営情報の公表義務はないものとする。

(5) 介護サービスを一体的に運営している場合の報告

次の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービスの公表内容の多くが共通であることから、一体として報告するものとする。

また、各区分において各指定居宅サービス（居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定福祉用具販売を除く。）、指定地域密着型サービス（地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に限る。）、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護医療院サービスを「主たるサービス」とする。

なお、区分コにおいて、福祉用具貸与を提供していない場合は特定福祉用具販売を、区分スからソにおいて、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護医療院サービスを提供して

いない場合及び区分タにおいては、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を「主たるサービス」とする。

区分	サービス
ア	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
イ	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
ウ	訪問看護、介護予防訪問看護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第38条に規定する指定療養通所介護（以下「指定療養通所介護」という。）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
エ	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
オ	通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、指定療養通所介護
カ	通所リハビリテーション、指定療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション
キ	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
ク	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
ケ	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（外部サービス利用型））
コ	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
サ	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
シ	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
ス	介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
セ	介護保健施設サービス、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
ソ	介護医療院サービス、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
タ	短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

(6) 既存公表対象事業所及び新規公表対象事業所以外の介護サービス事業所の取扱い

既存公表対象事業所及び新規公表対象事業所以外の事業所も任意で公表を実施することは可能とし、任意で公表を実施する旨を申し出た事業所（以下「任意事業所」という。）がある場合は、公表対象事業所に準じて取扱うこととする。

(7) 介護サービスの提供の休止・再開、廃止の取扱い

ア 介護サービスの提供を休止・再開した場合

- (ア) 公表対象事業所で計画の対象期間中に介護サービスの提供を休止した場合、休止中は公表義務がないものとする。ただし、休止後、令和9年3月31日までに再開した場合は公表対象となる。
- (イ) 令和7年度中に休止し令和8年4月1日から令和9年3月31日までに再開した場合で、令和7年4月1日から休止までの間に施行規則第140条の44第1号でいう介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えていた場合は既存公表対象事業所と同様に取り扱う。
- (ウ) 令和7年度中に休止し令和8年4月1日から令和9年3月31日までに再開した場合で、令和7年4月1日から休止までの間に施行規則第140条の44第1号でいう介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円以下の場合は新規公表対象事業所と同様に取り扱う。
- (エ) 令和6年度以前から休止し令和8年4月1日から令和9年3月31日までに再開した場合は、新規公表対象事業所と同様に取り扱う。

イ 介護サービスの提供を廃止する場合

公表対象事業所で計画の対象期間中に介護サービスの提供を廃止する場合、県が事業廃止届等を受理した時点で公表義務がないものとし、事業廃止届等の受理が公表前の場合は公表を行わないこととする。また、既に公表している介護サービス情報がある場合はこれを削除するものとする。

5 報告・公表の流れ

- (1) 既存公表対象事業所(任意事業所を含む)ごとの報告・公表を行う月は、別で定める「令和8年度介護サービス情報の公表スケジュール」に記載の「公表対象事業所等一覧」のとおりとする。
- (2) 介護サービス情報の報告期限・公表月
公表対象事業所に別途通知する。

第2 報告計画

1 目的

公表対象事業所が介護サービス情報を報告するまでの業務に係る計画を報告計画として定める。

2 報告に関する通知等

(1) 通知内容

公表対象事業所へ、報告時期、報告手続き、ID(事業所番号)、パスワード及び公表に係る手数料の額等を記入した報告通知書及び手数料納入通知書を送付する。

なお、第1-4-(5)に定める各区分内において二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合は、「主たるサービス」を提供する事業所に通知する。

(2) 通知時期

別で定める「令和8年度介護サービス情報の公表スケジュール」のとおりとする。

3 報告内容の時点

既存公表対象事業所及び新規公表対象事業所ともに、記入日現在の内容を報告する。ただし、別の指示がある場合は、それに従い報告するものとする。

4 報告書の提出等

(1) 提出方法

公表対象事業所は公表システムのWebページで基本情報調査票及び運営情報調査票(以下「報告書」という。)のデータを直接入力し送信することにより、報告書を提出したものとする。

なお、第1-4-(5)に定める各区分内において二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合、介護予防サービスは本体サービスと一体として報告書を提出するが、他は各介護サービス

で提出するものとする。

(2) 報告書の控えの保管

公表対象事業所は、提出する報告書の電子データを報告書の控えとして保管することとする。

(3) 手数料の納付

公表対象事業所は、介護サービス情報の公表の実施に当たって、あらかじめ公表事務手数料を所定の納入通知書により、指定の期日までに納付することとする。なお、納付された手数料は返還しない。

(※新潟県介護保険法関係手数料条例 https://www1.g-reiki.net/pref.niigata/reiki_honbun/e401RG000004111.html)

公表事務手数料：4,500 円（消費税不課税）

なお、第1-4-(5)に定める各区分内において二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合を1件とみなす等例外規定を新潟県介護保険法関係手数料条例及び新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則で定めている。

5 報告書の受理

(1) 審査

公表対象事業所から提出された報告書について、報告書の記入漏れ等の不備について審査する。

(2) 手数料の納付の確認

公表対象事業所からの手数料の納付状況について確認を行う。

(3) 受理決定

報告書の審査及び手数料の納付状況の確認を完了したものについて受理を決定する。

(4) 再提出の依頼等

ア 再提出の依頼

報告書に不備があった場合は公表対象事業所に対して、再提出を求めることとする。

イ 提出の催促

提出期間内に報告書の提出がなかった公表対象事業所に対して、提出を催促することとする。

第3 情報公表計画

1 目的

公表対象事業所から提出された介護サービス情報を、インターネット等により公表するまでの業務を情報公表計画として定める。

2 公表の方法

(1) インターネットによる公表

公表対象事業所の介護サービス情報を公平に公表するとともに、多くの事業所の中から介護サービス利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

介護サービス情報の公表は、「介護サービス情報の公表 Web ページ」にて行う。

(アドレス <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)

なお、公表内容は次のとおりとする。

ア 既存公表対象事業所

基本情報及び運営情報

なお、第1-4-(5)に定める各区分内において二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合は、介護予防サービスは本体サービスと一体の情報として公表し、他は各介護サービスの情報として公表する。

イ 新規公表対象事業所

基本情報

なお、第1-4-(5)に定める各区分内において二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合は、介護予防サービスは本体サービスと一体の情報として公表し、他は各介護サービスの情報として公表する。

(2) その他の公表方法

利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

(3) 公表対象事業所による公表

ア 公表対象事業所は、公表される自らの介護サービス情報について、事業所内の見やすい場所に掲示又は閲覧に供するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

イ 公表対象事業所は、利用者等が希望する場合は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表される自らの介護サービス情報を添付することが望ましい。

3 介護サービス情報の更新

基本情報及び運営情報の報告に基づく介護サービス情報の追加・変更・削除を随時行い、公表情報を更新する。

4 公表後の介護サービス情報の変更等

(1) 基本情報の変更

公表対象事業所は、基本情報の内容に変更がある場合は公表システムの Web ページで変更したうえで、速やかに介護サービス情報（基本情報）変更報告書を提出することとする。

ただし、調査による確認を受けた基本情報項目については、県が認めた場合に限り変更することができるものとする。

(2) 運営情報の修正

運営情報項目の修正については、報告誤り等の訂正に限り行うものとする。

運営情報の内容に修正の必要があるときは、公表対象事業所は、報告書の控えを基に紙ベースで朱書き訂正し、公表システムの Web ページでも修正入力したうえで、速やかに介護サービス情報（運営情報）修正報告書を提出することとする。

ただし、調査による確認を受けた運営情報項目については、公表対象事業所の報告により修正することはできないものとする。

(3) 事業所の特色の変更

公表対象事業所は、事業所の特色の内容に変更がある場合は、公表システムの Web ページで修正し登録することにより随時変更を行うこととする。

第4 苦情等の対応計画

1 目的

介護サービス情報の公表制度施行に伴い、多様な場面で発生すると思われる苦情等に適切に対処すること、また、それを基に制度をよりよいものとすることを目的として、苦情等の対応計画を定める。

2 苦情対応窓口の設置

介護サービスの利用者及び事業者等からの苦情に対応する窓口を設置して、苦情対応の経過を記録する。

(1) 介護サービス利用者からの苦情対応

介護サービス利用者から公表情報に関する苦情を受けた場合は、公表対象事業所に対して照会し確認するものとする。

ア 公表対象事業所から適切な説明が得られた場合

公表対象事業所は、介護サービス利用者に対して説明を行うものとする。

イ 公表対象事業所から適切な説明が得られない場合

公表対象事業所に対して、必要に応じて調査の実施を検討し、報告内容の是正を命ずるものとする。

(2) 公表対象事業所からの苦情対応

公表対象事業所からの苦情については、適宜適切な対応を行うものとする。

(別記)

1 居宅サービス

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション
- (5) 通所介護
- (6) 通所リハビリテーション
- (7) 短期入所生活介護
- (8) 短期入所療養介護（施行規則第 14 条第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。）
- (9) 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- (10) 福祉用具貸与
- (11) 特定福祉用具販売

2 地域密着型サービス

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 地域密着型通所介護
- (4) 認知症対応型通所介護
- (5) 小規模多機能型居宅介護
- (6) 認知症対応型共同生活介護
- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

3 居宅介護支援

居宅介護支援

4 施設サービス

- (1) 介護福祉施設サービス
- (2) 介護保健施設サービス
- (3) 介護医療院サービス

5 介護予防サービス

- (1) 介護予防訪問入浴介護
- (2) 介護予防訪問看護
- (3) 介護予防訪問リハビリテーション
- (4) 介護予防通所リハビリテーション
- (5) 介護予防短期入所生活介護
- (6) 介護予防短期入所療養介護（施行規則第 22 条の 14 第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。）
- (7) 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）

- (8) 介護予防福祉用具貸与
- (9) 特定介護予防福祉用具販売
- 6 地域密着型介護予防サービス
 - (1) 介護予防認知症対応型通所介護
 - (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護